

# ベトナムにおける法制度の整備・執行

## 1 法体系

ベトナムにおける環境保護に係る基本規則は、環境保護法で定められている。同法は1994年から施行されていたが、2005年11月及び2014年6月に改正された（2015年1月発効）。新しい環境保護法においては各分野の環境汚染対策に係る理念がそれぞれ以下の章に盛り込まれている。

以前の環境保護法では大気汚染や排水、騒音・振動の対策も「廃棄物管理」に含まれていたが、新しい環境保護法においては、水、土、大気的环境保全と廃棄物管理に分けられた。また新たに気候変動対応に関する規定が盛り込まれた。

表 1.1 ベトナム環境保護法（2015年改正）の概要

第1章	総則	
第2章	環境保護基本計画、戦略環境評定、環境影響評定と環境保護計画	
	第1節	環境保護基本計画
	第2節	戦略環境評定
	第3節	環境影響評定
第4節	環境保護計画	
第3章	天然資源の開拓と使用における環境保護	
第4章	気候変動対応	
第5章	海洋と島しょの環境保護	
第6章	水、土、大気的环境保護	
	第1節	河川水的环境保護
	第2節	その他の水源の環境保護
	第3節	土壌環境保護
第4節	大気環境の保護	
第7章	生産、経営、サービス活動における環境保護	
第8章	都市、住宅区的环境保護	
第9章	廃棄物管理	
	第1節	廃棄物管理に関する共通規定
	第2節	有害廃棄物の管理
	第3節	一般固形廃棄物の管理
	第4節	廃水管理
第5節	粉塵、排気ガス、騒音、振動、光線、放射能の管理及び検査	
第10章	環境汚染処理、回復、改善	
	第1節	重大な環境汚染を引き起こす事業所の処分
	第2節	環境汚染エリアへの処理及び環境回復
第3節	環境事故の防止、対応、克服及び処理	

第 11 章	環境に関する国家技術基準、環境規格	
第 12 章	環境観測	
第 13 章	環境に関する情報、環境指標、環境統計及び環境報告	
	第 1 節	環境に関する情報
	第 2 節	環境指標及び環境統計
	第 3 節	環境報告
第 14 章	国の環境保護管理機関の責任	
第 15 章	ベトナム祖国戦線、社会・政治組織、社会・職業組織及び住民コミュニティの環境保護の責任	
第 16 章	環境保護の財源	
第 17 章	環境保護に関する国際協力	
第 18 章	環境に関する違反行為の監査、検査、処分、及び紛争、提訴並びに告訴の解決	
第 19 章	環境損害賠償	
第 20 章	施行規則	

新しい環境保護法では、廃棄物の定義が改正されるとともに、スクラップも再利用やリサイクル可能なものとして、輸入が許可された。また使用済みの船舶の輸入も許可された。これに伴い、スクラップ輸入時のライセンス等を定めた施行規則（Decree No. 187/2013/ND-CP on trading of international goods）とともにガイドライン（The joint Circular No 34/2012/TTLT-BCT-BTNMT between MOIT and MONRE on guiding the conditions of scrap import for production、Circular No 01/2013/TT-BTNMT on scrap import、Circular No 12/2011/TT-BTNMT on HW management）が定められた。

**（１） 環境保護基金と環境保護活動へのインセンティブとサポートに関する政令（No. 04/2009/ND-CP）に関するCircular**

2009年1月14日付で公布された公害防止施設に対する資金支援を目的とする環境保護基金と環境保護活動へのインセンティブとサポートに関する政令（No. 04/2009/ND-CP）の輸入関税免税に関する Circular（101/2010/TT-BTC<sup>1</sup>）が2010年7月14日付で財務大臣によって公布された。署名の45日後に発効することになっていることから、2010年9月には発効していると考えられる。

関税が無税化される製品の категорияは次のとおりである。

- 300 リットル以上のタンク等の容器
- ガス又は液化ガスの発電機
- ポンプ、コンプレッサー、ファン、換気設備
- 温水器（電力を使わないもの）、蒸留又は整流機器、熱交換器、ガス液化装置
- 遠心分離機

<sup>1</sup> ベトナム国税関ウェブページから入手可能。  
<http://www.customs.gov.vn/English/Lists/Documents/ViewDetails.aspx?ID=1118>

- 12 トン以下の整地機
- 金属用液圧プレス
- 木材、コルク、骨、硬化ゴム、硬化プラスチック用工具（分離・切断機、ラッチ、プリント基板の表面を取り除く機器）
- HS コード 84.62 又は 84.63 の部品
- 分別・スクリーニング・洗浄機器、破碎・粉碎機器
- 独立した機能を持つ機器
- 減圧バルブ、オレオ油圧又は気圧式変速機用バルブ、チェックバルブ、安全弁
- 交流発電機
- 発電機、回転変流機
- 工業用、研究用電気炉
- 電力による暖房装置（空間、土壌）
- 製品運搬自動車（圧縮点火内燃エンジン、火花点火内燃エンジン）
- 特殊自動車（道路清掃車等）
- 測量器（水準器、写真測量器等）
- 液体・ガスの計測器
- 物理的又は化学的分析用機器（ガス・煙分析機器、クロマトグラフ及び電気泳動装置、光学的放射を用いる分光計・分光光度・分光器、光学的放射を用いるその他の機器等）
- ガス、液体、電気の供給又は生産用メータ
- 計測・チェック用機器（平衡器、試験台等）
- 自動制御機器（サーモスタット、マノスタット等）

## 2 法の執行体制と課題

### 2.1 執行体制

#### （2） 環境保護に関する中央省庁の役割

2015 年環境保護法では、第 14 章において各機関の責任について以下のように規定している。天然資源環境省に基本的な権限を集約すると共に、他省の権限を明確化する必要がある場合にはそれを明記するなど、改正が見られる。また、個別の条項においても執行時の具体的な責任・役割が明記されている。

表 2.1 環境汚染対策に係るベトナム関係省庁の役割

組織	役割・責任
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 権限により、環境保護に関する法律規范文書の策定・制定及び実施指導を行い、また環境技術基準・間協議順巢システムを制定する。</li> <li>▪ 環境保護に関する戦略、政策、プロジェクト、案件、区画、計画の策定及び実施指導を行う。</li> <li>▪ 環境観測システムの組織化、構築、管理を実施し、また定期的に環境の現状評価及び環境変動予測を実施する。</li> <li>▪ 環境保護の国家区画の策定、審査、承認の実施。戦略的環境評価報告を審査する。環境負荷評価報告の承認及び環境保護工事の検査・確認を行う。環境保護計画確認をシステム化する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生物多様性の保護活動の案内と実施指導を行い、また廃棄物の管理、汚染抑制、環境の改善と回復を実施する。</li> <li>▪ 環境に関する許可証、認定証の発行、更新、取消を行う。</li> <li>▪ 環境保護に関する法律の遵守状況を監査、検査する。環境保護に関する国の管理責任について監査する。環境保護に関する提訴、告訴を解決する。環境保護に関する違法行為に対し処分する。</li> <li>▪ 環境管理及び科学的人材育成。環境保護に関する法律の教育、宣伝、告知を行う。</li> <li>▪ 環境保護分野に関する科学、技術の研究とその導入を指導する。</li> <li>▪ 環境保護活動への国家予算運用の指導、案内及びその運用状況の検査、評価を行う。</li> <li>▪ 環境保護分野に関する国際協力を行う。</li> </ul>
政府	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全国における国家の環境保護を一元管理する</li> </ul>
天然資源環境大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 環境保護に関する法律規范文書、政策、戦略、区画、計画、プログラム、国家計画を立案し、それらを政府及び首相に提出する。</li> <li>▪ 権限により、環境に関する法律規范文書及び環境技術基準を策定し、公布する。権限により、技術的案内文書を公布する。</li> <li>▪ 二省以上、又は複数の産業に跨る環境問題の解決を主導する、または政府及び政府首相に環境問題を諮問する。</li> <li>▪ 国の環境観測システム、環境に関する情報と環境報告システムの構築を主管し、その実施を指導する。また国及び地方の環境現状評価を指導する。</li> <li>▪ 権限により、環境保護に関する国家区画の立案、審査、承認を主管し、その実施を指導する。戦略環境評価報告書を審査する。環境負荷評価報告書を審査、承認する。環境保護工事を検査し、竣工を確認する。</li> <li>▪ 権限により、環境保護に関する許可証、認定証の発行、更新、取消の指導、案内を行い、またシステム化を図る。</li> <li>▪ 生物多様性の保護活動、生物学的安全活動の指導、案内およびシステム化を図る。廃棄物管理、汚染制御、環境の改善と回復を行う。</li> <li>▪ 環境にやさしくかつ持続的な生産に関する政策、プロジェクト、実験モデルを策定し、その実施を指導する。環境にやさしい製品・事業所の認定に関する案内とその承認を行う。環境健康の改善活動の実施を指導する。</li> <li>▪ 環境保護に関する違法行為の検査、監査、処分を行う。法律の規定に従い、環境保護に関する提訴、告訴、提議を解決する。</li> <li>▪ 全国における土地利用計画、水資源に関する国家戦略、二省以上に跨る河川流域総合計画における環境保護要請に対し指導し、また鉱物資源の基盤調査、測定、開発加工に関する国家全体戦略を策定する。</li> <li>▪ 全国的な環境保護に関する法律遵守の監視、評価指標システムの構築と実施指導を行う。環境保護に関する法律の宣伝、周知、教育を行う。</li> <li>▪ 政府に対し、環境に関する国際組織への参加、国際条約の調印又は加盟を提議し、環境保護に関する国際協力活動を主管する。</li> </ul>
大臣、省同等機関の首長	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 大臣、省同等機関の首長は、環境資源大臣と協力して、省庁・産業が管理する分野における環境保護に関する通達、省庁間通達を立案、公布する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>大臣、省同等機関の首長は、本法律に規定する職務を遂行し、また資源環境大臣と協力して管轄範囲における環境保護に関する法律の履行を指導する。政府に対し、管轄の省庁・産業における環境保護の国の管理活動について毎年報告する。</li> </ul>
計画投資省大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会委員長と協力し、国会、政府、政府首相の決定権限に属する戦略、総合計画及び国の経済・社会発展計画、地域プロジェクトにおいて環境保護要請に対し指導する責任を負う。投資引付活動及び管轄分野の環境保護に関する法律の実施を指導する。</li> </ul>
農業農村発展大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、化学製品、植物保護剤、動物用医薬品、肥料、肥料並びに農業廃棄物の生産、輸入、使用に関連する活動、及び管轄分野のその他の活動における環境保護に関する法律の実施を指導する。</li> </ul>
商工大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、管理権限により、重大な環境汚染を引き起こした工業事業所の処分、環境産業の開発、及び管轄分野における環境保護に関する法律の履行を指導する。</li> </ul>
建設省大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、都市、集中的生産・サービス区、建設資材生産事業所、工芸村、集中的農村居住区にける上下水道基礎施設の建設、固形廃棄物並びに廃水処理施設の建設における環境保護に関する法律の実施を指導する。</li> </ul>
交通運輸省大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、交通インフラの建設、交通手段の管理及びその他の管理活動における環境保護に関する法律の実施を指導する。</li> </ul>
保健大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、医療活動、食品衛生安全、火葬・土葬における環境保護に関する法律の実施を指導し、また排出元の統計、汚染レベルの評価、病院・医療施設の廃棄物処理、及びその他の管理活動を主管する。</li> </ul>
文化スポーツ観光大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、文化、祝祭、スポーツ、観光の活動、その他の管理活動における環境保護に関する法律の実施を指導する。</li> </ul>
国防大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源環境省大臣、各省の大臣、省同級機関の首長及び省レベルの人民委員会と協力し、法律の規定に従い、国防分野の環境保護に関する法律の実施を指導する。法律の規定に従って環境事故への対応・克服活動へ動員する。管理権限に属する武装部隊に対する環境保護に関する指導、案内、検査、監査を行う。</li> </ul>
公安大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に関する犯罪防止活動及び環境に関する秩序安全保障を指導し、法律の規定に従って環境事故に対応する活動へ動員する。また、管理権限に属する武装部隊に対する環境保護に関する指導、案内、検査、監査を行う。</li> </ul>
省レベルの人民委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>権限範囲内での環境保護に関する法律規范文書、政策、プログラム、区画、計画の構築と公布。</li> <li>環境保護に関する法律、戦略、プロジェクト、計画及び職務を実施するための指導及びシステム化。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 環境観測の国家区分による地方の環境観測システムの構築及び管理。</li> <li>▪ 環境現状評価のシステム化と環境保護に関する政策及び法律の宣伝、周知と教育。</li> <li>▪ 権限により、環境保護区画、環境負荷報告の審査と承認を指導し、環境保護工事の竣工を確認し、環境保護計画の確認・検査の実施を案内及び指導する。</li> <li>▪ 権限により、環境保護の許可証、認定証を発行、更新、取消しを行う。</li> <li>▪ 環境保護に関する法律違反を検査、精査、処分する。提訴・告訴に関する法律の規定及びその他関連法律の規定に従って環境保護に関する提訴、告訴、建議を解決する。二省以上に跨る環境問題の解決にあたり省レベルの人民委員会と調整する。</li> <li>▪ 政府に対して、地方における重大環境汚染の発生について責任を負う。</li> </ul>
群レベルの人民委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 権限範囲内での環境保護に関する規定、プログラム、計画の公布。</li> <li>▪ 環境保護に関する戦略、プログラム、計画及び職務を実施するための指導及びシステム化。</li> <li>▪ 権限により、環境保護計画の実施状況の確認及び検査。</li> <li>▪ 環境保護の評価の年次報告書の作成。</li> <li>▪ 環境保護に関する政策と法律の宣伝、周知及び教育。</li> <li>▪ 環境保護に関する法律違反の検査、精査、処分；提訴・告訴に関する法律の規定及びその他関連法律の規定に従って環境保護に関する提訴、告訴、建議の解決。</li> <li>▪ 二郡以上に跨る環境問題の解決にあたり郡レベルの人民委員会との調整。</li> <li>▪ 村レベル人民委員会の環境保護について、国の管轄事業の指導。</li> <li>▪ 省レベル人民委員会に対し、管轄地区における重大環境汚染の発生について責任を負う。</li> </ul>
村レベルの人民委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 環境保護職務の実施に関する指導、計画立案及びシステム化、管理範囲内の地方並びに居住区の環境衛生の維持、環境保護を目的とする住民協約を作成する人民運動の組織化、村並びに文化家族の評価における環境保護基準作成に関する指導。</li> <li>▪ 受託により、環境保護計画の実施状況の確認と検査。家庭及び個人の環境保護に関する法律の遵守状況の検査。</li> <li>▪ 権限により、環境保護に関する法律違反の摘発、処理、また、直属の国家上級管理機関への環境保護に関する報告。</li> <li>▪ 地方で発生した環境に関する紛争の和解による解決。</li> <li>▪ 地方環境衛生並びに環境保護に関する村の管理、及び自己管理。</li> <li>▪ 環境保護活動の年次評価及び報告書の作成。</li> <li>▪ 地方における生産、経営、サービス業者と協力して、住民コミュニティへこれらの業者の環境保護情報を公開する。</li> <li>▪ 郡レベル人民委員会に対して、管轄地区における重大環境汚染の発生について責任を負う。</li> </ul>

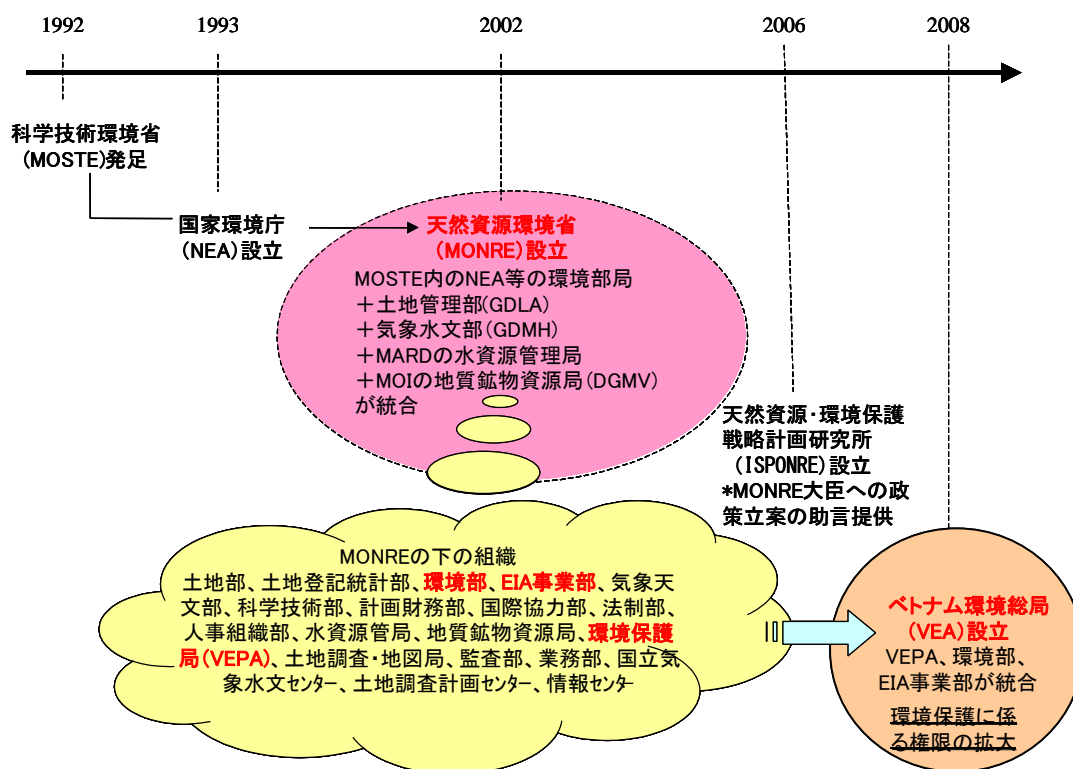
※以下の情報は、2011年3月時点での調査結果に基づく。

### ○MONREの変遷

MONREの前身は1992年に設立された科学技術環境省(MOSTE: Ministry of Science, Technology and Environment)の下に1993年に設立された国家環境庁(NEA: National Environment Agency)である。2002年には公害問題の増加と、環境保護対策の強化の必要性からMOSTEの環境部門が独立し、さらに関連部局を統合してMONREが設立された。

MONREの中で環境保護に係る政策の立案、環境保護法や関連基準の遵守状況のモニタリングや環境事故の処理、地方の部局や機関に対する指導を実施しているのがベトナム環境保護庁(VEPA: Vietnam Environment Protection Agency)であった。VEPAは、更なる環境分野での権限拡大、人員の増強を図るため、2008年に環境部やEIA事業部と統合し、ベトナム環境総局(VEA: Vietnam Environment Administration)として再編成された。

また、2006年にはMONREの下に、政策研究を通してMONRE大臣への政策立案のアドバイスを提供することを目的とした天然資源・環境保護戦略計画研究所(ISPONRE: Institute for Strategy and Policy for Natural Resources and Environment)が設立されている。

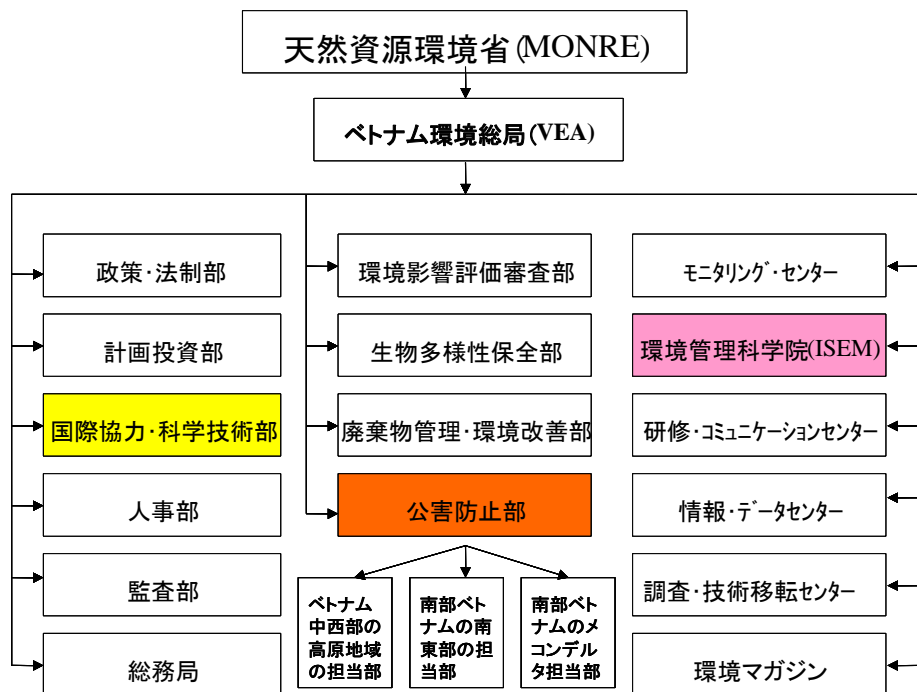


出典：ベトナム環境総局 (VEA) Web サイトの情報を基に作成

図 2.1 ベトナムの環境保護に責任を有する中央省庁の変遷

VEA の組織図を下図に整理する。環境汚染対策の中心を担うのは公害防止部（Department of Pollution Control）であり、今後ベトナムにおいて環境汚染対策を促進していくためには、同部局の人材整備・能力向上が必要になる。

我が国の環境対策技術をパッケージでベトナムへ支援していく上で重要と考えられるその他の機関としては、環境汚染対策の技術の開発・普及方策の検討を担っている国際協力・科学技術部（Department of International Cooperation and Science & Technology）が挙げられる。また、2008 年より新たに設立された環境政策の研究機関である環境管理科学院（ISEM: Institute for Science and Environmental Management）は、我が国の環境汚染対策の経験に移転していく上でのフォーカルポイントとなりうる機関であり、今年度より同機関と日本の環境省との間での共同政策研究が開始されたところである。



出典：VEA 提供資料を基に作成

図 2.2 ベトナム環境総局（VEA）の組織図

### （3） 環境保護に関する地方政府の役割

#### ○人民委員会の役割

ベトナムにおける地方自治は各省あるいは中央直轄市の人民委員会（People's Committee）が担当しており、環境汚染対策も地域の人民委員会が担う部分が多い。2005 年環境保護法第 122 条では、ベトナムにおける環境汚染対策に関して、各省や中央直轄市の人民委員会が負う責任は以



下のように規定されている。

- 環境保護に関する規定、制度、政策計画の公布
- 環境保護に関する戦略、計画及び実施の指導・計画
- 所轄する地域のモニタリング・システムの構築、管理、指導
- 環境の状況に関する評価の定期的な指導
- 所管する EIA 報告書の評価、承認（大規模プロジェクト等は中央政府が承認）
- 環境保護に関する法律の理解の向上
- 環境保護に関する法律違反の監督、処理、不服申し立てや告訴の解決

2002年に中央省庁と同様の組織改革が各省や中央直轄市で実施され、地方政府はそれまで地方政府の中に設置されていた科学技術環境部（Department. of Science, Technology, and Environment）を改組し、DONRE（Department. of Natural Resources and Environment）を設立している。DONREは省あるいは中央直轄市の人民委員会の下に設置されており、現在はすべての省・中央直轄市において組織の整備がなされている。主な役割は、工場に対する許可証の発行、河川・大気等の環境モニタリング、工場や処理・処分施設への立ち入り検査、違反行為があった場合の摘発等である。

## 2.2 執行上の課題

ベトナムにおいては環境汚染対策に係る規制や基準は整備されつつある。一方で、法制度の執行の面では多くの課題を抱えている。これらの課題を以下に整理する。

表 2.2 ベトナムにおける環境法制度の執行に係る主な課題

分野	課題
環境管理当局の組織体制における課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• MONRE 及び VEA に環境汚染対策に係る十分な権限が付与されていない。また、他の省庁との間で権限の重複もある（例として、環境技術の開発・普及方策の検討は VEA の国際協力・科学技術部が担っているが、一方で科学技術省が基本的に技術開発・技術承認を主管することが国の法令で定められている）<sup>2,3</sup>。</li> <li>• 分野横断的、地域横断的な環境問題（河川流域での水質汚染問題）を解決するために必要な関連省庁や地域の垣根を越えた協力が効果的に行われていない。取組の重複、あるいは責任の不履行等が見受けられる<sup>4</sup>。</li> </ul>
政策上の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 多くのセクターや地方における政策、戦略、社会経済開発計画の策定において、経済開発が優先されるため、環境保護の概念が十分に考慮されていない<sup>4, 5</sup>。</li> </ul>

<sup>2</sup> 松澤 JICA 専門家（MONRE 政策アドバイザー）へのヒアリング調査より

<sup>3</sup> VEA・国際協力・科学技術部、Mr. Nguyen Minh Cuong へのヒアリング調査より

<sup>4</sup> Ministry of Natural Resources and Environment (MONRE). "State of Environment, Report of Vietnam"

<sup>5</sup> 第 1 回日越合同政策検討会（2009 年 7 月 17 日） Dr. DO Nam Thang（ISEM-VEA）発表資料（Vietnam Pollution Issue

分野	課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価 (EIA) の制度はあるが、事後監査 (post-audit) がほとんど実施されていない<sup>5</sup>。</li> <li>・ 環境保護に関する違法行為を抑制し、解決を促す厳格な制裁措置が実施されていない<sup>6,7</sup>。そのため、Vedan 社のケースに代表される違法行為が頻繁に起きている<sup>8</sup>。</li> <li>・ 様々な法的文書が公布・施行されているが、法令間で重複や不足があるほか、実現性が乏しく現実にそぐわないものがある。より実現性を高めるために定期的なレビューが求められる<sup>9</sup>。</li> <li>・ 環境保護への経済ツールの導入や、資源の有効利用、社会の資源の動員の促進といった観点を盛り込んだ法令がない。また、環境的な損失や損害に対して補償する規制等も整備されていない<sup>9</sup>。</li> <li>・ 環境違反行為を摘発したところで、刑法が適用できない場合がある<sup>2,9</sup>。</li> </ul>
<p>社会の意識に関する課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DONRE の立入り検査は年々増えてきているものの、人民委員会の許可がないと実施できない場合がある (重大な環境汚染が発見されても、企業の操業停止は経済的な打撃及び失業者の増加を意味することから、地域の人民委員会が操業停止や閉鎖には否定的である。Vedan 社のケースの場合は DONRE ではなく、環境警察が摘発した)<sup>2</sup>。</li> <li>・ 8 割近いの工場や事業主体が収益性の観点から、環境対策を十分に実施しないままに生産・事業活動を実施している<sup>2</sup>。</li> <li>・ 環境汚染対策の設備を導入している工場においても、設備の稼働コストが負担となるため、立入り検査があった場合にのみ稼働させているケースもある。環境基準を満たしていると政府が認定している企業も環境汚染を引き起こしている可能性がある<sup>10</sup>。</li> </ul>
<p>人材の育成・確保に係る課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中央及び地方ともに環境保護に係る管理システムは改善されているものの、他国と比較すると求められるワークロードをこなすだけの十分なスタッフが確保できていない。また環境学を勉強できる大学は増えているものの、専門的な知識を有する人材が不足している<sup>4,5</sup>。</li> <li>・ 特に DONRE は地域に適した政策や戦略の立案、モニタリング、排水課徴金の算出と徴収、立ち入り検査、環境事故の対応などの重要な役割を担っているが、人員及び能力も十分に備わっていない<sup>4,5</sup>。</li> </ul>

<sup>6</sup> The World Bank, Ministry of Natural Resources and Environment, "Vietnam Environment Monitor, 2006 -Water Quality in Vietnam with focus on the Cau, Nhue-Day and Dong Nai River Basin-", 2006

<sup>7</sup>財団法人地球・人間環境フォーラム. 平成 18 年度我が国の ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務「ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任—CSR in Asia」(環境省請負事業). 2006

<sup>8</sup> MONRE と公安省環境警察局の合同調査団が 2008 年 9 月に、東南部ドンナイ省ロンタイン郡のティバイ川流域で 1994 年からうまみ調味料などの生産工場を同地区に構える台湾系ベダン社 (Vedan) が未処理排水の一部を毎日直接ティバイ川に垂れ流していたとして摘発。同社の排水システムは当局に報告された内容と異なり、環境保護法に違反していた。ベダン社は水処理施設の能力の範囲内で操業が一部停止となっており、また地元の住民への賠償金のほか、環境保護に関する行政違反に科された罰金が課されている。2 億 6700 万ドン (約 140 万円) と環境保護費の追徴金 795 億ドン (約 4 億 3000 万円) をすでに納付しており、残りの 477 億ドン (約 2 億 6000 万円) も 2009 年以内に納付する予定である。(http://www.vn-navi.com/news/080918075101.html、http://www.viet-jo.com/news/social/090515081737.html)

<sup>9</sup> 第 1 回日越合同政策検討会におけるベトナム側からの意見

<sup>10</sup> ベトジョー ベトナムニュース (http://www.viet-jo.com/news/social/090602082153.html)

分野	課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理に関して専門性を有する人材に対しては、政府間（中央・地方）のみならず、民間企業やNGOとの間にも人材確保の競争が起きている（政府での職員報酬は定められているため、地方政府によっては給料の他に家屋や特別手当を提供する等の独自の戦略を立てている場合もある）<sup>9</sup>。</li> </ul>
資金確保に係る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境管理や環境保護に対する国家予算の配分が低く<sup>4</sup>、特に中央において充分ではない。国家予算の1%が環境対策に配分されるとの政府の決定があったが、75%は地方に配分され、また残りの25%については他の省庁における環境対策との間で配分する必要もあり、MONRE及びVEAが使用できる資金は限定されている<sup>3</sup>。</li> <li>排水による環境汚染に対する課徴金（政令第67号）については、排出量の実測技術・機材が整備されていないため、回収ができていない状態である。そのため、課徴金を資金源と想定していたベトナム環境保護基金等は資金の確保に困難が生じている<sup>4,2</sup>。</li> <li>投資の有効性、効率性が低い<sup>4</sup>（異なるセクターや一般市民からの資金提供を促進し、動員するメカニズムが整備されていない）</li> <li>環境保護に対する投資を躊躇する企業が多い<sup>4</sup>。</li> <li>地方部に対する外資による支援プロジェクトが少ない。多くのプロジェクトは中央政府、あるいは大規模な省や都市に集中している<sup>4</sup>。</li> </ul>